

(仮称) 當麻複合施設整備に係る設計等業務委託
公募型プロポーザル実施要領

令和5年7月18日

葛城市 総務部 庁舎機能再編推進室

(仮称) 當麻複合施設整備に係る設計等業務委託公募型プロポーザル実施要領

第1. 業務概要

(1) 業務名

(仮称) 當麻複合施設整備に係る設計等業務委託

(2) 目的

本業務は、「葛城市當麻複合施設整備基本方針(令和4年7月策定)」及び「葛城市當麻複合施設整備基本計画(令和5年6月策定)」に基づき、既存の當麻文化会館に庁舎部門、生涯学習部門、図書館部門等を複合化する(仮称) 當麻複合施設の整備に係る基本設計、実施設計及び管理・運営計画の策定を行うものである。

業務実施に当たっては、単なる改修だけでなく、老朽化・社会的劣化・耐震性能向上への対策等を含んだ設計であるとともに、複合施設に備わる複数の要素が混ざり合い、地域の人と活動を支える場所となるような、施設の全面改修を目的とする。

(3) 業務の内容

【別紙1】「設計等業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり。

(4) 委託契約期間

契約締結日から令和7年3月14日(金)

(5) 提案限度額

本業務に係る見積額の上限額は、138,600,000円(消費税額及び地方消費税額を含む。)とし、上限額を超えた提案は無効とする。なお、令和5年度において、費用の支払いは行わない。

ただし、令和6年度において、基本設計完了時及び実施設計の前払いの請求を行うことができる。

(6) 受託予定者の選定

本業務の受託予定者の選定は、事業の目的及び内容に最も適した者を選定するために、公募型プロポーザル方式によって行う。

合格基準点は120点以上とし、提案事業者が1者の場合であっても、審査の結果、合格基準点に達していれば受託予定者とする。審査基準については、【別紙2】「審査実施要領」のとおり。

第2. プロポーザルに関する事項

(1) 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、【様式1-1】又は【様式1-2】の参加申込書の提出日現在において、以下の条件を全て満たす者とする。

- ① 令和 5 年度において、葛城市競争入札参加資格を有する事業者であること。
ただし、資格を有さない事業者は、「(2) 入札参加資格を有さない者の参加」を参照すること。
- ② 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 6 号)第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- ③ 葛城市建設工事等請負契約に係る指名停止措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。
- ④ 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 6 号)第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者でないこと、及び該当する事実があった日から 2 年経過していない者であること。
- ⑤ 破産法(平成 16 年法律第 75 号)に基づく破産手続き開始の申し立て、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法(平成 11 年法律第 255 号)に基づく再生手続き開始の申し立てがなされている事業者でないこと。
- ⑥ 葛城市暴力団排除条例(平成 23 年葛城市条例第 15 号)第 2 条に規定する暴力団及び暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する者でないこと。
- ⑦ 納付すべき国税及び地方税の滞納がない者であること。
- ⑧ 建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 23 条第 1 項の規定による一級建築士事務所の登録を行っていること。
- ⑨ 国、特殊法人等、公共法人又は地方公共団体が発注した、延べ面積が 2,400 平米以上の庁舎又は文化的施設(複合施設においては、それと同等な占有部分を有する施設)の新築又は改築に係わる基本設計又は実施設計業務、若しくは、延べ面積が 2,400 平米以上の用途変更を伴う改修工事(官民を問わない。)に係わる基本設計又は実施設計業務において、過去 15 年以内(平成 20 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日)に元請けとして(共同企業体の代表構成員としての受注を含む。)業務を完了した実績がある者。
※「文化的施設」とは、公民館、集会場、コミュニティセンター、劇場、美術館、博物館又は図書館等の施設をいう。
※ここでいう複合施設とは、同一棟(いわゆる合築)に限らず、敷地内にある複数の棟で構成されるものを含む。また、当初は単独の用途であったが、増築等により複合化されたものを含む。
- ⑩ 本業務の履行期間内に、「(3) 配置技術者の条件」の「①管理技術者」及び「②主任技術者」を配置できること。

(2) 入札参加資格を有さない者の参加

「(1) 参加資格」の①に掲げる入札参加資格を有さない事業者が参加する場合は、以下のとおり追加資料を提出し、事前登録審査の結果、葛城市入札参加資格要件を満たし、名簿に登録されている者と同様の資格を有すると認められた場合、本プロポーザル及び本業務に限り参加することができる。

- ① 提出期限:令和 5 年 7 月 27 日(木) 正午必着
- ② 提出書類:次に掲げる書類一式を 1 部提出すること。

提出資料一覧	
1	【様式 13】プロポーザル参加資格要件審査申請書
2	許可登録(免許)証明書等(営業に関し法律上必要となる登録証明書等、写し可)
3	営業所一覧表(本市指定様式、項目要件を満たすものであれば他でも可)

4	履歴事項全部証明書等(写し可) 法人「履歴事項全部証明書」(旧:商業登記簿謄本) 個人「事業証明書」及び「住民票」	
5	納税証明書 完納証明書(写し可) 葛城市内業者の場合 ※右記①と②を提出すること。	①消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明 ※提出日前3か月以内発行のもの ※所管税務署にて発行 法人:納税証明書「その3の3」 個人:納税証明書「その3の2」
	葛城市外業者の場合 ※右記①を提出すること。	②市税の完納証明書 ※提出日前3か月以内発行のもの ※本市税務課収納促進室にて発行
6	印鑑証明書(写し可)※提出日前3か月以内発行のもの	

※A4 ファイルにとじ、表紙・背表紙に商号等を必ず記載すること。

③ 参加資格要件の審査について

上記提出された書類を審査し、令和5年7月28日(金)に審査結果をメール又は電話で通知し、後日、「参加資格審査結果通知書」を送付する。

参加資格が認められた場合は、期限までに参加申込手続きを行うこと。

(3) 配置技術者の条件

配置予定技術者は、次の条件を満たすものを各1人配置することとし、本プロポーザルにおける配置予定技術者の兼任は認めない。

また、配置予定技術者が、単体企業の社員又は設計共同企業体の構成員の社員である場合は、本プロポーザルの公示日において3か月以上継続した直接雇用関係があること。

① 管理技術者

(ア) 建築士法に規定する一級建築士の資格を有する者であること。

② 主任技術者

(ア) 資格条件

配置予定技術者	条件
建築主任技術者	一級建築士の資格を有する者であること。
構造設計主任技術者	構造設計一級建築士又は一級建築士の資格を有する者であること。
電気設備設計主任技術者	設備設計一級建築士又は建築設備士の資格を有する者であること。
機械設備設計主任技術者	設備設計一級建築士又は建築設備士の資格を有する者であること。
管理・運営計画主任技術者	国、特殊法人等、公共法人、又は地方公共団体が発注した、管理・運営計画策定に係る支援業務又は公共施設の基本構想、基本計画若しくは設計業務において、過去15年以内(平成20年4月1日から令和5年3月31日)に元請けとして(共同企業体の構成員としての受注を含む。)業務を完了した実績がある者。

(イ) 配置技術者の選定条件

配置予定技術者	単体企業		設計共同企業体		
	単体企業	協力会社	代表構成員	構成員	協力会社
管理技術者	○	×	○	×	×
建築主任技術者	○	×	○	○	×
構造設計主任技術者	○	○	○	○	○
電気設備設計主任技術者	○	○	○	○	○
機械設備設計主任技術者	○	○	○	○	○
管理・運営計画主任技術者	○	○	○	○	○

※ 「○」:配置技術者を選定できる。「×」:配置技術者を選定できない。

(4) 設計共同企業体を結成して提案する場合は、次の要件を満たしていること。

- ① 自主的に結成された設計共同企業体であること。
- ② 構成員数は、3 者以下であること。
- ③ 代表構成員は、「(1) 参加資格」①から⑨に掲げる要件をすべて満たしていること。
- ④ その他の構成員は、「(1) 参加資格」①から⑧に掲げる要件をすべて満たしていること。
- ⑤ いずれの構成員も、単体企業又は他の設計共同企業体の代表構成員として本プロポーザルに参加していないこと。
- ⑥ いずれの構成員も、本プロポーザルに参加する他の設計共同企業体の構成員又は協力会社を兼ねていないこと。
- ⑦ 各構成員の出資比率は、10 パーセント以上であること。また、代表構成員の出資比率は最大であること。

(5) 協力会社に関する要件

- ① 協力会社は、「(1) 参加資格」②から⑦に掲げる要件をすべて満たしていること。
- ② 単体企業又は他の設計共同企業体の構成員として本プロポーザルに参加していないこと。
- ③ 協力会社の者が配置予定技術者となる場合は、他の参加者の配置予定技術者となることは可能とする。

(6) スケジュール

募集開始(市ホームページ)	令和 5 年 7 月 18 日(火)
参加申込書提出期限	令和 5 年 8 月 1 日(火)午後 5 時
一次審査(書面審査)	令和 5 年 8 月 14 日(月)
質疑の締め切り	令和 5 年 8 月 14 日(月)午後 5 時

一次審査の結果及び二次審査実施通知	令和5年8月18日(金)を予定
質疑の回答	令和5年8月25日(金)まで随時
企画提案書提出締め切り・現地見学締め切り	令和5年9月8日(金)正午
二次審査(プレゼンテーション)	令和5年10月2日(月)
最終審査結果通知	令和5年10月4日(水)を予定

(7) 参加申込書の提出

① 提出期限

令和5年8月1日(火)午後5時まで

※郵送の場合は、令和5年8月1日(火)必着とする。

② 提出場所

葛城市 総務部 庁舎機能再編推進室 木下・藤本・奥立

〒639-2195 奈良県葛城市柿本166番地

③ 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

※持参の場合は、市役所の閉庁日を除く午前9時から午後5時までに提出すること。

※郵送の場合は、簡易書留郵便など配達完了の確認ができる方法によるものとする。

④ 参加表明提出書類

本プロポーザルに参加を希望する者は、次の書類を各1部提出すること。

(ア)【様式1-1】参加申込書(単独企業の場合)

(イ)【様式1-2】参加申込書(設計共同企業体の場合)

(ウ)【様式2】会社概要及び実績調書

(エ)【様式3】業務実施体制

(オ)【様式4-1】実務経歴書(管理技術者)

(カ)【様式4-2】実務経歴書(主任技術者)

(キ)【様式5】協力会社同意書(必要な場合のみ)

(ク)【様式6】過去15年間の受賞歴

(ケ)【様式7-1】実績調書(1)

(コ)【様式7-2】実績調書(2)

(サ)【様式7-3】実績調書(3)

(シ)参加資格審査結果通知書(写し)(該当企業のみ)

(ス)設計共同企業体協定書(設計共同企業体のみ)

⑤ 参加辞退

参加表明以降に参加を辞退する場合は、【様式11-1】又は【様式11-2】の参加辞退届を庁舎機能再編推進室へ持参又は郵送により提出すること。なお、既に提出された書類は返却しない。

(8) 一次審査(書面審査)

「【別紙2】審査実施要領」に基づき、委員会事務局(庁舎機能再編推進室)が参加申込書等の審査を行い、評価の合計点の高いものから5者を企画提案書等の提出者として選定する。ただし、同評価の提出者が5者を超えて存在する場合はこの限りではない。

(9) 一次審査の結果及び二次審査実施通知

一次審査の結果については、令和5年8月18日(金)に文書発送し、参加者に通知する(別途、電子メールでも通知する。)予定だが、審査状況によっては変更となる場合がある。
また、一次審査通過者については、同時に二次審査の実施通知も行う。

(10) 質疑及び回答

質疑がある場合は、「【様式9】質疑書」に質疑内容を簡潔に記載し、電子メールにより提出すること。
なお、質疑書提出後に電話により受信確認を行うこと。また、質疑書以外での問い合わせについては、一切受け付けない。

また、質疑内容については、参加申込書、企画提案書の作成及び提出に関する事項並びに業務実施に関する事項に限るものとし、評価及び審査に関する質疑及び提案内容については一切受け付けない。

① 提出期限

令和5年8月14日(月)午後5時まで

② 送信先アドレス及び確認先電話番号

葛城市 総務部 庁舎機能再編推進室 木下・藤本・奥立

電子メール:choshakinou@city.katsuragi.lg.jp

電話番号:0745-44-8217

なお、件名は「質疑書(當麻複合施設整備)」とすること。

③ 質疑書の回答

質問者への個別回答(電子メール)とする。

ただし、市で公開が必要と判断した質疑回答は、ホームページに掲載する。

回答は、令和5年8月25日(金)までに随時行う。(ただし、質疑から回答までに時間を要する場合があるため、スケジュールに余裕を持って行うこと。)

(11) 施設の資料等の閲覧

當麻文化会館の竣工図等の資料について、電子データ(DVD-ROM)にて貸し出す。貸し出しを希望する場合は、「【様式10】借用書」を電子メール若しくは持参により提出すること。電子メールにて提出した場合は、提出後電話により受信確認を行うこと。確認後、後日郵送する。なお、設計と条件については、「葛城市當麻複合施設整備基本方針(令和4年7月策定)」、「葛城市當麻複合施設整備基本計画(令和5年6月策定)」を参考にすること。

① 申請期間

令和5年7月18日(火)から令和5年8月1日(火)午後5時まで

② 電子メールの場合の送信先アドレス及び確認先電話番号

葛城市 総務部 庁舎機能再編推進室 木下・藤本・奥立

電子メール:choshakinou@city.katsuragi.lg.jp

電話番号:0745-44-8217

なお、件名は「資料の閲覧(當麻複合施設整備)」とすること。

③ 持参による提出場所

葛城市 総務部 庁舎機能再編推進室 木下・藤本・奥立
〒639-2195 奈良県葛城市柿本 166 番地

④ 提出方法

電子メール又は持参により提出すること。

※持参の場合は、市役所の閉庁日を除く午前 9 時から午後 5 時までに提出すること。

(12) 企画提案書等の提出

企画提案書は(13)の記載に基づき、見積書は(14)の記載に基づき作成し提出すること。なお、提案は参加者 1 者につき 1 案とする。

① 提出期限

令和 5 年 9 月 8 日(金) 正午まで

② 提出先

葛城市 総務部 庁舎機能再編推進室 木下・藤本・奥立

③ 提出方法

持参又は郵送により提出すること。ただし、郵送する場合は、簡易書留郵便など配達完了の確認ができる方法によるものとし、「(7) ②提出場所」と同一の宛先に提出期限までに必着とする。郵送方法が異なる場合は、受け付けない。

④ 提出書類

企画提案書(正)<任意の様式>	1 部
企画提案書(副)<任意の様式>	14 部
電子媒体(CD-R等)	1 部
見積書(任意様式)	1 部

※企画提案書及び電子媒体については、業者名、担当者名及び製品名等提案者が特定できる情報を記載しないこと。

(13) 企画提案書の作成

① 業務実施方針(業務理解度、取組意欲) A4 1 枚

② 実施体制及び実施スケジュール A4 1 枚

③ 特定課題 A3 3 枚(課題 1 から 3 について、各 1 枚作成)

④ 自由提案 A3 1 枚

(ア) 特定課題及び自由提案の様式は原則として A3 版用紙横置きで、横書き片面印刷、左とじとし、使用するフォントの大きさは 11 ポイント以上とすること。なお、必要に応じて、A4 版横、A3 版縦で使用することを可能とする。

(イ) 企画提案書は、上記の①から④の順に作成すること。

(ウ) 使用言語は日本語とすること(ただし、専門用語を除く。)

(エ) 記載内容については明解かつ具体的な記載とし、専門知識を有しない者に対して配慮すること。また、専門用語、略語等に関しては、脚注により定義又は説明を付記するなど、わかりやすい記載を心がけること。

(オ) 脚注の記載に使用するフォントの大きさは、8ポイント以上とすること。

(14) 見積書作成要領

① (仮称) 當麻複合施設整備に係る設計等業務委託見積書【任意様式】

仕様書に記載する本業務に必要なすべての費用(消費税額及び地方消費税額を含む。)を記載すること。ただし、合計金額は138,600,000円(消費税額及び地方消費税額を含む。)以内とする。
※提出書類に記載の内容について、質疑・ヒアリングを行う場合がある。

(15) 選定方法

① 審査

本業務の事業者選定は、公募型プロポーザル方式により行う。本業務に係る審査は、「【別紙2】審査実施要領」に定めるところによる。

受託候補者に対しては、受託候補者となった旨を通知し、選定しなかった者には選定しなかった旨を令和5年10月4日(水)(予定)に通知する。

審査内容及び審査結果に関する問い合わせ、異議申し立て等は一切できないものとする。

受託候補者は、選定後速やかに本市ホームページで公表する。

(16) 契約

① 契約の締結

随意契約に向けた協議の上、業務内容を決定し契約を締結する。

なお、協議において提案内容を一部変更することがある。ただし、協議が整わない場合は、次点事業者を受注候補者として協議を行うものとする。

② 次点であった者との交渉

受託候補者が業務委託契約を締結できない何らかの事由が発生した場合又は協議が整わない場合には、二次審査において次点候補者であった者と本業務について交渉を行う。

(17) 契約保証金

本契約に対する契約保証金は、免除する。

第3. 現地見学の実施

當麻文化会館、當麻図書館、當麻庁舎、旧當麻庁舎跡地等周辺の現地見学を希望する者は、事前に申し込みの上行うこと。(付き添いは行うが、現地説明会は行わない。)

① 実施期間等

事前に申し込みの上、以下の期間の午前9時から午後5時の時間内に現地見学をすること。

(ただし、見学当日の施設利用状況により、立ち入りができない箇所がある場合がある。)

令和5年7月18日(火)から令和5年9月8日(金)正午まで(市役所の閉庁日を除く。)

② 申し込み方法

「【様式8】現地見学参加申込書」により、電子メール(ファイル添付)にて申し込みを行うこと。また、電話にて到達確認を行うこと。

③ 申込先

葛城市 総務部 庁舎機能再編推進室 木下・藤本・奥立

電子メール：choshakinou@city.katsuragi.lg.jp

電話番号：0745-44-8217

件名は「現地見学（当麻複合施設整備）」とすること。

なお、現地見学の実施の有無は、選定委員会の審議に影響を与えるものではない。

第4. 留意事項等

(1) 失格・無効

次のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。

- ① 参加申込書を提出した後、提出期限内に企画提案書等の提出がなされない場合
- ② 提出した書類に虚偽の内容やあきらかな盗用提案を記載した場合
- ③ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ④ 提案書への社名の記載があった場合
- ⑤ 見積額が業務委託提示上限額を超えた場合
- ⑥ 他の提案者と提案内容等について相談を行った場合
- ⑦ 二次審査終了までの間に、他の提案者に対して提案内容を意図的に開示した場合
- ⑧ 契約締結までの間に、参加資格に記載した条件を満たさなくなった場合

(2) 留意事項

- ① 提出された企画提案書等は返却しない。
- ② 提出以降における企画提案書等の追加、差し替え及び再提出は認めない。ただし、市から指示があった場合を除く。
- ③ 提出された企画提案書等は、選定を行う作業に必要な範囲において、本市が複製を作成することがある。
- ④ 企画提案書等の作成、提出、プレゼンテーション等のプロポーザル参加に要する経費は、全て提案者の負担とする。
- ⑤ 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、商標権、その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている手法等を用いた結果、生じた事象に係る責任は、全て提案者が負うものとする。
- ⑥ 提出された書類は、葛城市情報公開条例及び葛城市個人情報保護条例の規定に基づき、非公開とすべき箇所を除き、開示する場合がある。
- ⑦ 企画提案書等の作成のために本市より受領した資料は、本市の許可なく公表又は使用することはできない。
- ⑧ 仕様書等に記載のない事項であっても、貴社の判断で必要と思われる事項があれば積極的に追加し提案書に記載すること。
- ⑨ 審査経過に関する質問等は一切回答しない。

【問い合わせ先及び各種書類の提出先】

葛城市 総務部 庁舎機能再編推進室 木下・藤本・奥立

〒639-2195 奈良県葛城市柿本 166 番地

(TEL) 0745-44-8217

(FAX) 0745-69-6456

(Mail) choshakinou@city.katsuragi.lg.jp